

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)4月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】 宅建業者として営業保証金を供託し,その取戻事由が発生した場合の取戻請求権の消滅時効の起算点が問題となった事案。当該取戻事由が発生して10年を経過した時から営業保証金の取戻請求権の消滅時効は進行するものと解するのが相当と判示(平成28年3月31日最高裁平成27年(行ヒ)第374号)

【2】 Yは貸金業者Xに対する債務につき消滅時効援用の答弁書を裁判所に提出したが,その前にYはXに分割払いの提案をしてXから一括弁済を求められていた。XはこのYの提案が消滅時効完成後の債務の承認であり時効援用権を喪失すると主張したが認められなかった(平成26年4月25日東京地裁平成25年(レ)第1007号)

【3】 Y社はXと生命保険契約を締結したが,保険料の支払がなされず同契約を失効扱いとした。Xは約款に基づき復活請求をしたが不承諾となったため保険契約存在の確認を求めた。本判決は失効条項は消費者契約法に反しない,復活はY社の裁量に委ねられているとした(平成27年3月26日東京地裁平成26年(ワ)第21654号)

【4】 原告らは被告所有地上の通路部分につき通行地役権に基づき被告の通行妨害行為の排除を求めた。本判決は本件係争地の前主に通行地役権の黙示の設定合意があったとし,前主から被告への係争地譲渡は通行妨害目的の形式的なものに過ぎないとして原告らの請求を認容(平成27年4月10日東京地裁平成25年(ワ)第7150号)

【5】 市長選挙で現市長が公の場で前市長が公選法違反をしたかのような発言をし,その様子を録画しサイトで公開したことに対し,前市長が名誉が棄損されたとして動画削除の仮処分を求めたところ,現市長の発言の一部に名誉棄損があることを認め,動画の削除を命じた(平成27年6月1日大阪地裁平成27年(ヨ)第290号)

【6】 Xが,貸金業者Yへの残債権,YがAから譲り受けたXに対する残債権に係る弁済金に過払があったとしてYに不当利得返還を求めた。YはXの弁済は黙示の異議をとどめない承諾でありXはAに対し主張できた事由をYには主張できないとしたが,Xの請求が認容(平成27年6月17日東京地裁平成26年(ワ)第28183号)

【7】 福島第一原発の放射性物質放出事故で福島県浪江町居住のAが避難を余儀なくされ,それが原因で自死するに至ったとし,Aの相続人らが東京電力に損害賠償を求めた事案。事故とAの自死の因果関係を認めAの糖尿病等を理由に請求額を4割減額して支払を命じた(平成27年6月30日福島地裁平成24年(ワ)第193号)

【8】 XらはYマンション管理組合理事長Aから建物の調査診断等の業務を受託したが,同委託についてYの集会決議はなく白紙撤回されたためXらがYに完了した業務の報酬支払を求めた事案。Aに包括的代理権がないことを知らなかったのはXらの過失として請求を棄却(平成27年7月8日東京地裁平成25年(ワ)第9857号)

【9】 Y1社(代表取締役Y2)は管理費を滞納していたAからマンション内の居室を取得。その後Y2はY1から同居室を買取ったが管理組合Xは滞納管理費支払請求訴訟を提起。区分所有権の変更届をしなかったY2の時効援用の主張は権利の濫用としてXの請求を認容した(平成27年7月16日東京地裁平成27年(レ)第78号)

(知的財産)

【10】 商標権者である被控訴人が,控訴人は被控訴人の本件商標権に係る商標と類似する被告標章を付した商品を製造・販売して本件商標権を侵害したとして,被告商品の販売の差止め等を求めた事案。本判決は控訴人による商標権侵害を認めた原判決を支持し控訴を棄却(平成28年2月29日知財高裁平成27年(ネ)第10117号)

【11】 医薬用途発明の特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案。審判請求書添付の試験結果及び基礎出願の試験結果を判断せずに実施可能要件及びサポート要件を満たさないと判断した審決に誤りがある旨を主張したが原告請求は棄却された(平成28年3月31日知財高裁平成27年(行ケ)第10052号)

【12】 特許権「地盤強化工法」の専用実施権者である控訴人が「本件免震人工地盤は本件特許発明の技術的範囲に属しない」とした原判決の取消を求めた事案。控訴人は証拠を基に「工法」を「構造・構成」と同義に使用するの

は業界の常識と主張したが請求は棄却された(平成28年4月14日知財高裁平成27年(ネ)第10126号)
(民事手続)

【13】破産手続開始決定がなされた貸金業者の代表取締役Xは債権者集会に出席せず、海外旅行を繰返してきたためXの新たな海外旅行の申請に管財人は不同意、原審は債権者集会出頭を条件として許可、Xは居住・移転の自由の不当な制限として即時抗告したが抗告は棄却(平成27年3月5日東京高裁平成27年(ラ)第355号)

【14】契約解除には違約金の支払、前払金から出来形部分代金控除後の余剰金の返還等のA社と発注者X県との間の契約につき、Xは破産したA社の破産債権をゼロ円とした破産裁判所の査定に異議を訴え、管財人から未払工事代金の支払を求められたがいずれもXが敗訴した(平成27年6月12日東京地裁平成26年(ワ)第11783号、平成26年(ワ)第17615号)
(刑事法)

【15】被告は生活の行詰りなどから精神障害の症状をきたすようになり、世間を逆恨みしてパチンコ店内にガソリンをまいて火を付け同店を全焼させ客ら5人を焼死させた。被告は一審で死刑を科され、控訴審でも一審判決が維持されたため上告したが、上告は棄却された(平成28年2月23日最高裁平成25年(あ)第1329号)

【16】共犯関係にない二人以上の暴行による傷害致死事案において、暴行が同一の機会に行われたものであることの証明がなされれば、いずれかの暴行と死亡との間の因果関係が肯定されるときであっても刑法207条は適用されると判示(平成28年3月24日最高裁平成27年(あ)第703号)

【17】他人の刑事事件について捜査官と相談しながら虚偽の供述内容を創作するなどして供述調書を作成した行為が証拠偽造罪に当たるとされた事例(平成28年3月31日最高裁平成26年(あ)第1857号)

【18】死刑確定者Xが再審請求の弁護人であるA弁護士に宛てて発信を申請した便箋7枚(刑事裁判の支援者に対する通信文が含まれていた。)に記載された信書を拘置所長が返戻した行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例(平成28年4月12日最高裁平成26年(受)第754号)

【19】拘置所に収容された被拘留者Xが、国に対し当時のXの身体状態に照らして不必要であった医療処置を実施したことがXに対する診療行為における安全配慮義務違反だとして損害賠償を求めたが、国は拘置所の被拘留者に対し信義則上の安全配慮義務を負わないと判示(平成28年4月21日最高裁平成26年(受)第755号)
(公法)

【20】信託契約の受託者が所有する複数の不動産の固定資産税に係る滞納処分としてされた同不動産のうちの信託財産である土地とその上にある固有財産である家屋に係る賃料債権に対する差押が適法とされた事例(平成28年3月29日最高裁平成26年(行ヒ)第228号)

【21】本邦に入国後22年余平穩に定住し日本人男性と真摯な婚姻意思を形成していたフィリピン人女性に対する退去強制令書発付処分等は人道的配慮に著しく欠け、裁量権の範囲を超えた違法性がある等として同処分を違法とし、これを適法とした原判決を取消した(平成28年1月27日名古屋高裁平成27年(行コ)第36号)

【22】Y銀行に預金契約を結んだXはその後Yが取引約款に暴力団排除条項を追加し、これに基づき当該契約を解約されたため同契約の存在確認を求めた事案。本件は合理的取引約款の変更に当たり既存顧客との個別の合意がなくとも既存契約に変更の効力を及ぼせると判示(平成28年3月4日福岡地裁平成27年(ワ)第1623号)
(社会法)

【23】ドメイン名あるいはウェブページの掲載記事によって権利を侵害されたとする原告が、サーバーを管理する被告に対し特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づき発信者情報の開示を求め、同請求が認容された事例(平成28年3月15日大阪地裁平成27年(ワ)第7540号)
(その他)

【24】XはD弁護士が自分に関し虚偽の苦情をX所属の司法書士会に申立てたとしてDが所属する弁護士会に懲戒請求したが、同請求が放置された上、日弁連も適切な指導監督等を行わなかったとして両者の共同不法行為に基づき損害賠償を請求したが棄却された(平成27年7月22日東京地裁平成26年(ワ)第33428号)

【25】XはY(行政書士)に相続手続等を委任し、Yは遺産分割協議を成立させ、Xは報酬も支払った。その後でXは、委任契約の弁護士法72条違反を理由として、Yに損害賠償を請求したところ、Yの行為の違法性を認め、Xに生じた損害等の支払が命じられた事例(平成27年7月30日東京地裁平成26年(ワ)第27918号)

【26】ネットの検索エンジンで過去の犯罪歴が表示されるのは「更生を妨げられない利益」を違法に侵害するとしてその削除が認められた仮処分の保全異議事件で、裁判所は過去の犯罪が社会から「忘れられる権利」を認め、原決定を認可した(平成27年12月22日さいたま地裁平成27年(モ)第25159号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成28年3月31日判決 最高裁HP

平成27年(行ヒ)第374号 供託金払渡認可義務付等請求事件(破棄自判,請求認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/809/085809_hanrei.pdf

宅建業者として営業保証金を供託した場合に,その取戻事由が発生した場合の取戻請求権の消滅時効の起算点が問題となった事案であり,最高裁判所は,取戻公告がされなかった場合を同請求権行使の法律上の障害とした上で,取戻公告をするかしないかは宅建業者(であった者)の自由に委ねられているとして,宅建業法30条1項前段所定の取戻事由が発生した場合において取戻公告がされなかったときは,営業保証金の取戻請求権の消滅時効は,当該取戻事由が発生した時から10年を経過した時から進行するものと解するのが相当であるとした。

(2) 東京地判平成26年4月25日 判例タイムズ1421号355頁

平成25年(レ)第1007号貸金請求控訴事件(控訴棄却,確定)

Yは平成12年4月11日貸金業者Xとの間でカードローン契約を締結したが,支払の遅滞により同18年7月5日に期限の利益を喪失した。Xは同25年2月2日に本件訴訟を提起し,第1回期日は同年4月16日と指定され,訴状は同年3月14日に送達された。Yが同年4月12日に和解交渉をしようとXの担当者と会話したところ,一括弁済を求められたので,一括弁済は難しく分割払で弁済したい旨発言したが,その後,裁判所に消滅時効を援用する旨の答弁書を提出した。Xは,Yの上記発言は消滅時効完成後の債務の承認であり時効援用権を喪失する旨主張したが,本判決は,Yの上記発言は一括弁済を拒絶した趣旨であり,分割金の明示や一部弁済を拒否していること,第三者に相談したいという趣旨の発言をしていること,上記答弁書を提出していること等からすれば,上記発言はその一部に分割で支払いたいという内容の言辞が含まれていたとしても,訴訟係属後に訴訟外の和解交渉中にされた発言の一部にすぎず,これをもって債務を承認したと認めることはできないとし,Xの控訴を棄却した。

(3) 東京地判平成27年3月26日 判例タイムズ1421号246頁

平成26年(ワ)第21654号 生命保険契約存在確認請求事件(請求棄却,控訴)

XはY社との間で生命保険契約(保険料は月払い,猶予期間内(払込期月の翌月初日から末日まで)に保険料の支払いがないときは保険契約は失効する)を締結したところ,口座の残高不足により保険料振替がなされず,Y社は同契約を失効扱いとした。Xは,約款に基づき失効後3年以内に復活を請求したが,健康状態を理由に不承諾となった。Xは保険契約が存在することの確認を求めたが,本判決は, 本件失効条項は民法541条に定める催告期間よりも長い猶予期間を設けており,Y社が失効前に保険料振込みの督促を行う態勢を整えそのような運用が確実にされていたことからすれば,信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものには当たらず消費者契約法10条等に違反しない, 本件失効条項が有効でありY社が保険料払込の督促をしている以上,失効扱いは権利濫用に当たらない, 復活の承諾はY社の裁量に委ねられており,本件でY社が裁量を逸脱し信義則違反等に当たるとは言えないとし,Xの請求を棄却した。

(4) 東京地判平成27年4月10日 判例タイムズ1421号229頁

平成25年(ワ)第7150号 妨害排除請求事件(認容,控訴)

原告らは,被告に対し,被告所有地上の通路部分(本件係争地)につき,自動車による通行を前提とする通行地役権等に基づき被告による通行妨害行為の排除等を求めた。本判決は,上記通路部分は建築基準法42条2項の道路指定を受けている,長期間に渡り自動車通行に用いられている,自動車で公道に出るためには同部分を通行する必要がある等とした上で,本件係争地の舗装工事説明会において本件係争地の前主が原告らの自動車通行等に何ら苦情を述べなかったことはこれを容認したのものであるとし,上記通行地役権の黙示の設定合意を認め,また,本件係争地が前主(被告代表者の父が代表取締役,被告代表者が取締役を務める関連会社)から被告に譲渡されている点については,被告代表者が譲渡の理由につき合理的な説明ができていないこと等から,被告の実質的決定権者は被告代表者の父であり,被告代表者が同人の父の通行妨害行為を容認していたこと等からすると,上記譲渡は原告らの自動車通行を妨げる目的で被告の法人格を利用して形式的に行ったものにすぎず,被告は,前主と原告らとの間でした通行地役権設定合意による拘束を受けるとし,原告らの請求を認容した。

(5)大阪地決平成27年6月1日 判例時報2283号75頁

平成27年(ヨ)第290号 投稿動画削除等仮処分命令申立事件(一部認容,一部却下(確定))

前市長(債権者)が,現市長(債務者)を相手として,現市長がタウンミーティング会場で市長選挙の際に前市長が公選法違反をしたかのような発言を行い,現市長及び現市長が代表を務める地方政党(債務者)がその様子を録画した動画をインターネット上の動画サイト等で公開し,地方政党のホームページから動画の一部を閲覧出来るように設定したことにより,前市長の名誉が毀損されたとして,人格権に基づき動画の削除等の仮処分を求めた。

本決定は,タウンミーティング会場での発言を聴取したり,動画で発言を視聴したりする場面では,摘示された事実がどのようなものであり,それが社会的評価を低下させるか否かは,一般の聴取者や視聴者の普通の注意と聴取等の仕方を基準として判断するのが相当であるとして,問題となった三つの発言のうち,二つの発言及びそれらの動画の投稿・設定行為については,債権者が選挙の集票目的で町内会等に金銭を交付した事実を摘示したものであり,債権者の社会的評価を低下させるとしたが,一つの発言及びその動画を視聴できる状態にしたことについては,選挙時に領収書を必要としない補助金を町内会に交付していたとの事実を摘示し,市政に問題があったことを指摘するにとどまり,債権者の社会的評価を低下させる事実があったとは言えないとして,前二者についてのみ名誉毀損の成立を肯定し,動画の削除を命じた。

なお,本件では,反論の機会を得ているとして違法性阻却の反論がなされたが,債務者の知名度,情報発信力の強さ,視聴者が反論動画を見るときは限らないことから否定された。

(6)東京地判平成27年6月17日 金法2039号80頁

平成26年(ワ)第28183号 不当利得返還請求事件(請求認容)

本件は,Xが,貸金業者であるYとの間の継続的な金銭消費貸借取引に基づく残債権,およびYが貸金業者であるAから譲り受けた,Xに対する継続的な金銭消費貸借取引に基づく残債権に係る各弁済金のうち利息制限法1条所定の制限を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると過払金が発生していると主張して,Yに対し,不当利得返還請求権に基づき,過払金及び民法704条前段所定の利息の支払いを求めたところ,Yが,上記債権譲渡がされた後にXがYに対してした弁済は黙示の異議をとどめない承諾に該当するので,XはAに対して主張できた事由をYに対して主張できないなどとして争った事案である。

本判決は,Xが上記債権譲渡がされた後にYに対して弁済しているが,Xは弁済を行う前に債権譲渡の通知を受けていたなどの事情のもとでは,当該弁済はXがAに対して対抗できた事由を失わせることについて異議をとどめない承諾をすることを了解した上で行われた行為と認めることはできないから,当該弁済をもって黙示に異議をとどめない承諾をしたということとはできないと判示した。また,仮に,上記弁済を黙示の異議をとどめない承諾と認めるとしても,Yは,AとXとの間の貸付取引に貸金業の規制等に関する法律43条1項の適用がないことについて認識していたか少なくとも認識していなかったことについて過失があったものと認められるから,YはXに対して上記弁済に係る異議をとどめない承諾の効果を主張できないと判示した。

(7)福島地判平成27年6月30日 判例時報2282号90頁

平成24年(ワ)第193号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

福島第一原子力発電所における放射性物質の放出事故(本件事故)により,福島県双葉郡浪江町に居住していたAが同町からの避難を余儀なくされたこと等が原因となって平成23年7月23日に自死するに至ったと主張して,Aの相続人が東京電力に対して原子力損害の賠償に関する法律3条1項本文等に基づいて8692万6078円の損害賠償を求めた事案において,本件事故とAの自死の間の因果関係を認め,Aの側面的要因(二型糖尿病等)を理由に4割の減額をして,2721万5016円の限度で同法3条1項本文に基づく東京電力の責任を認めた事例。

(8)東京地判平成27年7月8日 判例時報2281号128頁

平成25年(ワ)第9857号 報酬請求事件 棄却(控訴)

株式会社X1及びX2協同組合は,平成23年5月,Yマンション管理組合(権利能力なき社団)の当時の理事長A(管理者)との間で建物の調査診断等の業務を受託する契約を締結し一部の業務を完了させたが,本件契約についてYの集会の決議は行われておらず,同年7月の臨時総会において本件契約を白紙に戻すことが賛成多数で承認された。XらがYに対し完了した業務の報酬144万円余の支払いを求めた事案である。Xらは,本判決は,本件契約は共用部分の管理に関する事項であり,区分所有法18条1項により集会の決議が必要であるが本件では決議がされておらず,管理者は共用部分等の保存,集会決議の実行,規約で定められた行為をする権利を有しその職務に関して区分所有者を代理する権限を有しているにすぎず,包括的代理権を有せずAが権限を欠いていることを知らなかったことについてXらに過失があったとしてXらの請求を棄却した。

(9)東京地判平成27年7月16日 判例時報2283号51頁

平成27年(レ)第78号 管理費等請求控訴事件(取消・認容)

A株式会社は、マンション内の居室を取得した後、平成20年11月10日に同年7月分の管理費の一部を支払ったのを最後に、同年7月分から11月分までの管理費等合計19万9670円を滞納した。Y1株式会社(代表取締役はY2)は平成20年11月、不動産競売手続において本件居室を買い受け、平成21年1月、Y2は、本件居室をY1から売買により取得した。

本件マンションのX管理組合は、平成26年2月、A、Y1に対し、滞納管理費等の支払を求める支払督促を申し立て、Aは、異議を申し立てなかったが、Y1が異議を申し立て、通常訴訟に移行した。Xは、平成26年7月、Y2に対し、区分所有法8条等に基づく支払義務の承継を主張し、滞納管理費等の支払を請求する訴訟を提起し、前記訴訟と併合された。Yらは消滅時効を援用する旨の意思表示をし、原審ではXの請求が棄却されたため、Xが控訴した。

本判決では、Y1との関係では、Aが平成20年11月10日に支払った一部弁済による時効中断を認め、また、平成25年8月10日にY1に対して催告を行っていることからY1の主張を排斥し、Y2との関係では、管理規約上管理組合の組合員の資格の取得者及び喪失者がその旨をXに届け出なければならぬにもかかわらず、Y2が区分所有権を取得したにもかかわらず届出をしなかったこと、Y2がY1名義で管理費等の支払を続けていたこと、本件マンションが全3棟、地上42階の大規模マンションであることから、Xが本件居室の区分所有者がY2に変更されたことを認識できなかったことはやむを得ないとし、Y2がY1の代表取締役であること等の事情を考慮し、XがY2に対する適時の権利行使を著しく困難にした要因がY2の行動にあったとし、Y2の時効援用が信義則に反し、権利の濫用として許されないとし、原判決を取り消し、Xの請求を認容した。

【知的財産】

(10)知財高判平成28年2月29日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10117号 商標権侵害行為差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成26年(ワ)第29617号)(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/717/085717_hanrei.pdf

商標権者である被控訴人が、控訴人において被控訴人の有する本件商標権に係る商標と類似する被告標章を付した被告商品を製造・販売するなどして本件商標権を侵害した旨主張して、控訴人に対し、商標法36条1項及び2項に基づき、被告商品の販売の差止め等を求めた事案であって、控訴人による商標権侵害を認めた原判決に対する控訴審。

控訴人は、平成20年最判に従えば、本件商標1の「TKD」の文字部分が支配的な印象を与えないといえない、と主張する。しかし、本件商標1においては、「TKD」の文字部分が、「ティーケーディー」などの称呼を生じさせるのに対し、菱形及び長方形を組み合わせたような図柄部分は、自他識別力を有するような形状ではなく、特段の観念も称呼も生じない。また、その構成上も、図柄部分が文字部分を囲っているにすぎないため、両者を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとも認められない。したがって、本件商標1の出所表示機能の強い部分は、「TKD」の文字部分である。

控訴人が考慮すべきと主張する取引の実情のうち、本件商標1と被告登録商標は、元は武田製作所が使用していたものであること、及び、控訴人代表者は武田製作所の取締役を務めていたことという点は、控訴人が武田製作所への信頼を引き継いだのであるから、控訴人が被告標章を使用しても出所混同のおそれがないという趣旨だと一応解される。しかし、控訴人のみが武田製作所への信頼を引き継いだとは認めるに足りず、控訴人による被告標章の使用が、被控訴人との間での出所混同のおそれを生じさせないといえない。

また、控訴人の顧客は、武田製作所の顧客であった会社等であって、控訴人代表者を信頼して引き続き控訴人に注文をしているという点については、控訴人が一般に向けて宣伝・広告活動を行っているから、出所混同のおそれがないことにはならない。

さらに、需要者が商品の性能を吟味して被告商品の購入を決定するという点については、付された商標にも着目してその出所の信用をも勘案するであろうから、性能を吟味することのみをもって出所混同のおそれがないといえない。

したがって、本件商標1の要部は「TKD」の文字部分であり、本件商標と被告標章の要部は共に「TKD」の文字部分であるから、控訴人主張の取引の実情を考慮しても、両者は類似するものといえる。よって、控訴人による被告標章の使用は、被控訴人の本件商標権を侵害するものである、として本件控訴は棄却された。

(11)知財高判平成28年3月31日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10052号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/819/085819_hanrei.pdf

医薬用途発明の特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって、審判請求書添付の試験結果及び基礎出願の試験結果を判断せずに実施可能要件及びサポート要件を満たさないと判断した審決に

は誤りがある旨を主張したが、棄却された事案。

本願明細書の発明の詳細な説明には、式R-A-Xの化合物が、「B型肝炎より選択された、ウイルス性の感染を予防又は治療するための医薬」という医薬用途において使用できること、すなわちヒト又は動物の生体内におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制作用を有することを当業者が理解できるように記載されているとはいえず、本願発明は、特許法36条6項1号の規定(サポート要件)を満たさない。

また、本願明細書の発明の詳細な説明には、式RA-Xの化合物を「B型肝炎より選択された、ウイルス性の感染を予防又は治療するための医薬」として使用できることが、当業者が理解できるように記載されているとはいえず、本願明細書の発明の詳細な説明は、特許法36条4項1号の規定(実施可能要件)を満たさない。

原告は、審決が、審判請求書添付の試験結果及び基礎出願の試験結果について、これらの各試験結果の記載が、本願の出願当初の明細書等の開示範囲を超えたものであるか、又は本願発明の効果の範囲内での補充にすぎないものであるかの判断を行うべきであり、当該判断を怠って、実施可能要件及びサポート要件に規定する要件を満たさないと判断した審決には、判断手法に誤りがあると主張する。

しかし、一般に明細書に薬理試験結果等が記載されており、その補充等のために、出願後に意見書や薬理試験結果等を提出することが許される場合はあるとしても、本願明細書の発明の詳細な説明には、式R-A-Xの化合物を、B型肝炎ウイルスの感染を予防又は治療するために用いるという用途が記載されているのみで、当該用途における化合物の有用性について客観的な裏付けとなる記載が全くないのであり、このような場合にまで、出願後に提出した薬理試験結果や基礎出願の試験結果を考慮することは、特許制度の趣旨から許されないというべきである。

そうすると、出願後に提出された薬理試験結果である審判請求書添付の試験結果や、基礎出願の試験結果は、本願明細書に記載された本願発明の効果の範囲内で試験結果を補充するものということではできないから、これらの資料を考慮しないで、サポート要件及び実施可能要件を満たさないと判断をした審決の判断手法が違法であるということではできない。また、その点が審決の判断を左右するものとは認められないから、審決の取消事由には当たらない。

(12)知財高判平成28年4月14日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10126号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)(原審 東京地裁 平成27年(ワ)第14339号)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/085839_hanrei.pdf

「地盤強化工法」とする特許権の専用実施権者である控訴人が、「本件特許発明が物の発明であることを前提にした主張はその前提を欠くものであり、本件免震人工地盤は本件特許発明の技術的範囲に属しない」とした原判決の取消を求めた事案であって、控訴人は、証拠を提出して、建設業界において「工法」を「構造・構成」と同義に使用することは当業者の常識である旨を主張したが、請求が棄却された事案。

「鉄骨などの構造材で強化、形成されたテーブルを地盤上に設置し、前記テーブルの上部に、立設された建築物や道路、橋などの構造物、または、人工造成地を配置する地盤強化工法であって、前記テーブルと地盤の中間に介在する緩衝材を設け、前記テーブルが既存の地盤との関連を断って、地盤に起因する欠点に対応するようにしたことを特徴とする地盤強化工法。」とする本件特許発明に関し、原判決は、本件特許発明は「方法の発明」であって「物の発明」であるとは認められないから、これが「物の発明」であることを前提に、本件免震人工地盤が本件特許発明の構成要件を充足するとの控訴人の主張はその前提を欠くものであり、本件免震人工地盤が本件特許発明の技術的範囲に属するとは認められないと判断して、控訴人の請求を棄却した。

これに対して、控訴人は、建設業界において、「工法」を「構造・構成」と同義に使用することは当業者の常識であると主張し、これに沿う証拠を提出する。

しかしながら、建築物の構成そのものを指す「構造」の語と、かかる構成を施工するための方法である「工法」の語が、必ずしも厳密に使い分けられていないとしても、そのことから直ちに、建設業界において、「工法」の語が当然に「構造」の意味を表すものとして一般的に用いられていることを認めることはできない。

以上によれば、建設業界においては「工法」の語が「構造」ないし「構成」と同義に用いられているということではできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

このように、本件特許発明は、「方法の発明」であって、「物の発明」であるとは認められないから、原判決別紙「イ号物件目録」記載のとおり特定された本件免震人工地盤という「物」が、「方法の発明」である本件特許発明の構成要件を充足する余地はない。

【民事手続】

(13)東京高決平成27年3月5日 判例タイムズ1421号119頁

平成27年(ラ)第355号 旅行許可決定に対する抗告事件(抗告棄却、特別抗告)

貸金業者の代表取締役Xは、取締役の第三者責任(会社法429条の損害賠償責任)に基づき破産手続開始決定がなされたが、13回の債権者集会のうち6回は刑事手続のため、7回は体調不良等を理由に出頭せず、さらに、第10回債権者集会終了

後,30回に渡り仕事や静養等を理由にハワイ等へ数日から2か月程度の海外旅行を申請した。管財人は20回について同意し,その際,帰国後直近の集会について出頭するように付言したがXは出頭しなかった。第13回債権者集会終了後,Xが約半年間の海外旅行を申請したところ,管財人は同意せず,Xは期間を2か月短縮して破産法37条1項の海外旅行許可を申立てたが,原審は第14回債権者集会及び免責審尋期日への出頭を条件として許可した。Xは即時抗告したが,抗告審は,同条同項は破産者の逃亡や財産の隠匿を防止するとともに破産者に説明義務遂行を十分に尽くさせる趣旨の規定であり,Xの債権者集会出现状況及び海外渡航状況に照らすと裁判所が上記のような条件を付すことは十分な合理性があり,Xは出頭すれば申立てにかかる海外旅行が可能になるのであるから居住・移転の自由(憲法22条)を不当に制限するものとは言えないとし抗告を棄却した。

(14)東京地判平成27年6月12日 金法2039号84頁

平成26年(ワ)第11783号 破産債権査定異議事件(第1事件),平成26年(ワ)第17615号 請負代金請求事件(第2事件)(第1事件について認可・第2事件について請求認容)

請負人であるA社が契約条項所定の事由がないにもかかわらず契約解除を申し出たときは,発注者X県が契約を解除することができ,解除がされた場合にはA社はX県に対して違約金を支払わなければならない旨の条項,および上記解除がされた場合において前払金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した余剰があるときは,A社はX県に対して余剰額に所定の割合による利息を付して返還しなければならない旨の条項が存在する契約書に基づく請負契約において,A社について破産手続開始決定がなされ,破産会社となったA社の破産管財人であるYが,契約上請負人が契約を解除できる事由として定められていない破産法53条1項による解除をした。本件の第1事件は,破産会社Aに対する違約金債権および利息金債権についての破産債権者であると主張するX県がした破産債権査定申立てについて,破産裁判所がX県の破産会社Aに対する破産債権の額を0円と査定した決定を不服として,X県がYに対し,破産法126条1項に基づき,異議の訴えを提起し,上記決定の変更を求める事案である。第2事件は,YがX県に対し,破産会社AとXとの間で締結した建設工事の請負契約に基づき,出来形部分に相応する未払いの工事代金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案であるが,Xは,これに対して上記違約金債権および利息金債権による相殺を主張している。

本判決は,Xが上記違約金条項に基づく違約金債権を取得するか否かについて,Xによる発注者解除に先立ってYによる破産法53条1項による解除がされたことにより,本件請負契約は消滅し,Xが重ねて解除をすることはできないのであるから,違約金債権の発生要件は充たされないと判示してこれを否定し,同様に,Xが上記利息金債権に基づく利息金債権を取得するか否かについても,利息金債権の発生要件が充たされないと判示してこれを否定した。そして,第1事件について,違約金債権および利息金債権をいずれも0円とした破産裁判所の査定決定を認可するとともに,第2事件について,Xの相殺の抗弁を認めず,Yの請求を認容した。

【刑事法】

(15)最三判平成28年2月23日 最高裁HP

平成25年(あ)第1329号 現住建造物等放火,殺人,殺人未遂被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/793/085793_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(大阪パチンコ店放火殺人事件)

(事案)

勤務の内容や条件が期待どおりでなかったことから,仕事を辞め就職活動を続けていたものの,新たな仕事が見付からず,借金の申込みもままならず,生活に行き詰まりを感じていた被告人は,精神障害の症状により妄想上の人物らの声を聞くなどの体験があったことから,そのような状況に追い込まれたのはそうした人物らの嫌がらせのせいであると考えようになり,これを黙認して放置している世間の人に対する仕返しとして,営業中のパチンコ店に放火して客や店員等を殺害しようと決意し,大阪市内のパチンコ店において,ガソリンスタンドで購入したガソリンをバケツに移し替えるなどの準備を整えた上で,これを店内に持ち込み床にまいて点火し,同店を全焼させるとともに,店内にいた客ら5名を焼死させるなどして殺害し,10名に熱傷等の重軽傷を負わせた行為において,現住建造物等放火,殺人,殺人未遂罪で起訴された。

第1審判決は,死刑を科し,原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

犯行態様は,人出が多い日曜日のパチンコ店を狙った計画的な無差別殺人であって,極めて残酷かつ悪質である。結果は誠に重大であり,社会に与えた衝撃は大きく,遺族らの処罰感情も峻烈である。動機形成の過程には妄想が介在するが,それは一因にすぎず,被告人は,希望にかなう就職や将来の生活をも考えて活動を続けながらも,直面する現状への不満を動因として犯行を決意するに至ったものであり,犯行及びその前後の具体的状況をみても,終始

一貫性のある合目的な行動をしているのであって、その精神症状が犯行に及ぼした影響は間接的であって大きなものではない。

以上のような事情に照らすと、被告人の刑事責任は極めて重大であり、被告人が犯行の翌日に自首していること、さしたる前科がないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、上告を棄却する。

(16) 最三決平成28年3月24日 最高裁HP

平成27年(あ)第703号 傷害, 傷害致死被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/781/085781_hanrei.pdf

(要旨)

1 同時傷害の特例を定めた刑法207条の法意

2 共犯関係にない二人以上の暴行による傷害致死の事案においていずれかの暴行と死亡との間の因果関係が肯定された場合と刑法207条の適用の可否

(判旨)

同時傷害の特例を定めた刑法207条は、二人以上が暴行を加えた事案においては、生じた傷害の原因となった暴行を特定することが困難な場合が多いことなどに鑑み、共犯関係が立証されない場合であっても、例外的に共犯の例によることとしている。同条の適用の前提として、検察官は、各暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有するものであること及び各暴行が外形的には共同実行に等しいと評価できるような状況において行われたこと、すなわち、同一の機会に行われたものであることの証明を要するというべきであり、その証明がされた場合、各行為者は、自己の関与した暴行がその傷害を生じさせていないことを立証しない限り、傷害についての責任を免れない。

そして、共犯関係にない二人以上による暴行によって傷害が生じ更に同傷害から死亡の結果が発生したという傷害致死の事案において、刑法207条適用の前提となる前記の事実関係が証明された場合には、各行為者は、同条により、自己の関与した暴行が死因となった傷害を生じさせていないことを立証しない限り、当該傷害について責任を負い、更に同傷害を原因として発生した死亡の結果についても責任を負う(最高裁昭和26年(れ)第797号同年9月20日第一小法廷判決・刑集5巻10号1937頁参照)。このような事実関係が証明された場合においては、本件のようにいずれかの暴行と死亡との間の因果関係が肯定されるときであっても、別異に解すべき理由はなく、同条の適用は妨げられない。

よって、原判決は相当であるから、上告を棄却する。

(17) 最一決平成28年3月31日 最高裁HP

平成26年(あ)第1857号 詐欺, 証拠隠滅被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/815/085815_hanrei.pdf

(要旨)

他人の刑事事件について捜査官と相談しながら虚偽の供述内容を創作するなどして供述調書を作成した行為が証拠偽造罪に当たるとされた事例

(事案)

被告人は、Aと共に警察署を訪れ、B警部補及びC巡査部長から、暴力団員である知人のDを被疑者とする覚せい剤取締法違反被疑事件について参考人として取り調べられた際、A、B警部補及びC巡査部長と共謀の上、C巡査部長において、「Aは、Dが覚せい剤を持っているのを見た。Dの見せてきたカバンの中身をAがのぞき込むと、中には、ティッシュにくるまれた白色の結晶粉末が入った透明のチャック付きポリ袋1袋とオレンジ色のキャップが付いた注射器1本があった」などの虚偽の内容が記載されたAを供述者とする供述調書1通を作成し、もって、他人の刑事事件に関する証拠を偽造した行為において、証拠偽造罪で起訴された。

(判旨)

他人の刑事事件に関し、被疑者以外の者が捜査機関から参考人として取調べ(刑訴法223条1項)を受けた際、虚偽の供述をしたとしても、刑法104条の証拠を偽造した罪に当たるものではないと解されるところ(大審院大正3年(れ)第1476号同年6月23日判決・刑録20輯1324頁、大審院昭和7年(れ)第1692号同8年2月14日判決・刑集12巻1号66頁、大審院昭和9年(れ)第717号同年8月4日判決・刑集13巻14号1059頁、最高裁昭和27年(あ)第1976号同28年10月19日第二小法廷決定・刑集7巻10号1945頁参照)、その虚偽の供述内容が供述調書に録取される(刑訴法223条2項、198条3項ないし5項)などして、書面を含む記録媒体上に記録された場合であっても、そのことだけをもって、同罪に当たるとすることはできない。

しかしながら、本件において作成された書面は、参考人AのC巡査部長に対する供述調書という形式をとっているものの、その実質は、被告人、A、B警部補及びC巡査部長の4名が、Dの覚せい剤所持という架空の事実に関する令状請求のた

めの証拠を作り出す意図で、各人が相談しながら虚偽の供述内容を創作、具体化させて書面にしたものである。

このように見ると、本件行為は、単に参考人として捜査官に対して虚偽の供述をし、それが供述調書に録取されたという事案とは異なり、作成名義人であるC巡査部長を含む被告人ら4名が共同して虚偽の内容が記載された証拠を新たに作り出したものといえ、刑法104条の証拠を偽造した罪に当たる。したがって、被告人について、A、B警部補及びC巡査部長との共同正犯が成立するとした原判断は正当であるから、上告は棄却する。

(18) 最三判平成28年4月12日 最高裁HP

平成26年(受)第754号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/827/085827_hanrei.pdf

(裁判要旨)

死刑確定者Xが再審請求の弁護人であるA弁護士に宛てて発信を申請した便箋7枚に記載された信書(1枚目には、A弁護士に対する近況報告等に続けて、Xの刑事裁判の支援者ら4名の氏名、住所、電話番号等が記載され、2枚目から7枚目までは、専ら上記支援者ら各自に対する連絡事項や差し入れに対する感謝の言葉等が上記支援者らごとに便箋を分けて記載されていた。)を拘置所長が返戻した行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例(理由)

刑事収容施設法139条2項は、同条1項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、刑事施設の長は、死刑確定者に対し、これを許すことができる旨を定めている。同条2項の文言に照らせば、同項にいう交友関係の維持については当該信書の発受の相手方との関係で検討されるべきものであり、専ら支援者ら4名に対する連絡事項等が記載された上記の部分为本件信書の発信の相手方であるA弁護士との交友関係の維持に関わるものでないことは明らかである。また、本件信書の内容、体裁等に照らせば、Xが、上記の部分を支援者ら4名各自宛ての信書として個別に発信を申請せず、本件信書の全部をA弁護士宛ての信書として発信しようとしたことに拘置所の規律及び秩序の維持の観点から問題があったことは否定し難く、本件各信書の発信を許可した場合には拘置所の規律及び秩序を害するおそれがあるとした大阪拘置所長の判断に不合理な点があったということとはできない。

(19) 最一判平成28年4月21日 最高裁HP

平成26年(受)第755号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/085846_hanrei.pdf

(裁判要旨)

拘置所に収容された被拘留者Xが、国に対し、当時のXの身体状態に照らして不必要であった医療処置を実施したことが、Xに対する診療行為における安全配慮義務に違反し債務不履行を構成するなど主張して、損害賠償を求める事案において、国は、拘置所に収容された被拘留者に対して、診療行為に関し、その不履行が損害賠償責任を生じさせることとなる信義則上の安全配慮義務を負わないと判断された例。

(理由)

未決勾留は、刑訴法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を刑事施設内に限定するものであって、このような未決勾留による拘禁関係は、勾留の裁判に基づき被拘留者の意思にかかわらず形成され、法令等の規定に従って規律されるものである。そうすると、未決勾留による拘禁関係は、当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上の安全配慮義務を負うべき特別な社会的接触の関係とはいえない。

【公法】

(20) 最三判平成28年3月29日判決 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第228号 差押処分取消請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/791/085791_hanrei.pdf

信託契約の受託者が所有する複数の不動産の固定資産税に係る滞納処分としてされた、上記不動産のうちの信託財産である土地とその上にある固有財産である家屋に係る賃料債権に対する差押えが、適法とされた事例。

本件滞納固定資産税等のうち本件土地以外の不動産の固定資産税相当額に係る部分に基づき、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分を差し押さえることとなる点において旧信託法16条1項との関係で問題があるといわざるを得ないものの、本件滞納固定資産税等のうち本件土地の固定資産税相当額に係る部分に基づき、本件賃料債権を差し押さえることや、本件滞納固定資産税等に基づき、本件賃料債権のうち本件建物の賃料相当額部分を差し押さえることは、同項に何ら反するものではないというべきとした。

(21)名古屋高判平成28年1月27日 裁判所HP

平成27年(行コ)第36号 退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/802/085802_hanrei.pdf

フィリピン人女性に対する退去強制令書発付処分等の取消請求について、同女が本邦に入国後、22年9か月余りの間、平穩に定住し、不法残留罪以外の違法行為を行っていた形跡はなく、日本人男性との間で真摯な婚姻意思を形成するなど日本社会に深く根付いて生活していたことからすると、同女の異議申出に理由がないとした入国管理局長の裁決は、その生活基盤を根底から奪うもので、不法残留期間の長さのみを消極的に考慮する余り、人道的配慮に著しく欠けており、基礎となる事実の評価が明白に合理性を欠くことにより、その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるから、裁量権の範囲をこえた違法性があり、また、上記裁決を前提とした退去強制令書の発付処分も違法であるとして、これらを適法とした原判決、上記裁決及び上記退去強制令書の発付処分をいずれも取り消した。

(22)福岡地判平成28年3月4日 金法2038号94頁

平成27年(ワ)第1623号 預金契約解約無効確認請求事件(請求棄却)

本件は、Y銀行と預金契約を締結しているXが、当該預金契約締結後にYが取引約款に暴力団排除条項を追加した上、これに基づき当該預金契約を解約したことについて、憲法14条1項、22条1項の趣旨に反し、公序良俗に反して無効であるとして、上記暴力団排除条項の有効性ととも、当該暴力団排除条項の遡及適用の効力を争うなどして、上記解約は無効であると主張して、上記預金契約が存在することの確認を求めた事案である。

本判決は、上記暴力団排除条項は、政府指針や監督指針等の趣旨を踏まえて金融機関としての社会的責任を全うすべく反社との取引を謝絶して預金口座の不正利用等によるYらの被害を防止することに加えて、反社の経済活動・資金獲得活動の制限、社会からの排除をして市民生活の安全と平穩の確保を図ることにあり、正当性・必要性があると認定した上、預金契約が締結されなくても社会生活を送ることがおよそ不可能なものではなく、これによる不利益も限定的であり、同不利益自体、反社に属しなくなるという自らの行動により回避できること、当該条項の該当事由が生じた場合に当然に預金契約が解除されるわけではないことなどから、上記目的を達成する手段としての合理性も認められると認定し、憲法14条1項、22条1項の趣旨に反せず、公序良俗にも反せず、有効であると判示した。また、約款変更に関して、定型的な取引は、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高く、取引約款を社会の変化に応じて変更する必要が生じた場合には、合理的な範囲において変更されることも、契約上当然に予定されており、既存の契約の相手方である既存顧客との個別の合意がない限り、その変更の効力が既存の契約に一切及ばないと解するのは相当ではないとの一般論を述べた上で、本件における上記暴力団排除条項の事前の周知状況、約款変更により既存の顧客が受ける不利益の程度、上記暴力団排除条項の遡及適用の必要性、当該条項の内容の相当性等を総合考慮すれば、本件は合理的な取引約款の変更当たり、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存契約に変更の効力を及ぼすことができる旨判示した。

【社会法】

(23)大阪地判平成28年3月15日 裁判所HP

平成27年(ワ)第7540号 発信者情報開示請求事件(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/817/085817_hanrei.pdf

ドメイン名あるいはウェブページの掲載記事によって権利を侵害されたとする原告が、不正競争防止法2条1項12号の不正競争又は著作権侵害を理由とする損害賠償請求権等の行使のために、問題とするウェブページが開設されたレンタルサーバーを管理する被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案。

本件ドメイン名の「アクシスフォーマー.com」のうち、「.com」の部分は識別力が弱いから、本件ドメイン名の要部は、「アクシスフォーマー」の部分であるところ、これは、不正競争防止法2条1項12号の特定商品等表示に該当する原告製品の名称(アクシスフォーマー)と同一であるから、本件ドメイン名は、原告の特定商品等表示と類似のドメイン名である。

本件サイトの記載内容は、原告製品が問題のある商品というだけでなく、それを製造販売する原告さえも問題があるようにいうものである。すなわち、本件サイトでは、原告製品の購入を検討しようとしてアクセスしてきた需要者に対し、ウェブページの随所において、需要者の購入意欲を損なうことを意図しているとしか考えられない内容の記載をしているのであり、また、その記載は、併せて製造者としての原告の信用を損なうことをも意図していると解さざるを得ないものである。結局、これらのことからすると、本件サイトは、被告が主張するような原告製品の販売促進を意図したものではなく、原告に「損害を加える目的」で開設されたサイトであると断ぜざるを得ないというべきである。

したがって、本件サイトの契約者である本件発信者は、他人に損害を加える目的で、原告の特定商品等表示である原告製品の名称と類似の本件ドメイン名を使用したものであり、これは不正競争防止法2条1項12号の不正競争に当たる。

以上の次第であるから、原告の請求は、著作権侵害の判断に及ぶまでもなく理由があるから認容されるべきである。

【その他】

(24)東京地判平成27年7月22日 判例時報2283号56頁

平成26年(ワ)第33428号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

司法書士Xは、遺産分割協議の当事者の一人から依頼を受けて、遺産分割協議の対象となった財産の管理及び処分等(以下、「本件業務」という。)に関与していたが、他の遺産分割協議の当事者から依頼を受け本件業務に関与していた弁護士Dに関して、Dの所属する弁護士会(Y1)に対し、平成23年12月、虚偽の事実に基づきXの所属する司法書士会にXに関する苦情の申立をしたこと等を理由に懲戒請求をした。

その後、Xは、相当期間内に懲戒手続を終えないことを理由とする日本弁護士連合会(Y2)に対する異議申出(異議申出)をし、Y2綱紀委員会は、異議申出に理由があると認める旨を決議し、Y2は、Y1に速やかに懲戒手続を進め、懲戒に関する決定をすることを命じ、Y1綱紀委員会は、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする旨を議決(本件議決)し、Y1は同旨の決定(Y1決定)をした。Xは、Y2に対し、Y1決定の取消しを求める異議の申出(異議申出)をし、Y2綱紀委員会は、Y1の決定が相当であり、異議申出の棄却が相当との議決をし、Y2は異議申出を棄却する旨決定した(Y2決定)。Xは、Y1決定、Y2決定の取消しを求める綱紀審査の申出(本件綱紀審査申出)をした。Y2綱紀審査委員会は各決定が相当である等とし、Y1の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかったとの議決を行い、Y2は綱紀審査申出を棄却する旨の決定(Y2決定)をした。

これらの一連の懲戒手続について、XはY1、Y2に対し、Y1が懲戒請求を放置したとか、Y2が適切な指導監督等を行わず、異議申出等につき違法不当な決定をした等と主張し、懲戒請求権、指導監督請求権の侵害等の共同不法行為に基づき150万円の損害賠償を請求した。本判決は、懲戒請求者は、弁護士会に対し、適切な懲戒権の行使を求めるなどの具体的権利を有するものではなく、弁護士会による懲戒権の行使に違法不当な点があったとしても、これにより懲戒請求者の権利又は法的保護に値する利益が侵害する余地はない等とし、懲戒請求権の侵害等を理由とする不法行為を否定し、また、弁護士法31条1項、45条2項の弁護士らに対する指導、連絡、監督は、専ら研修、研究等の一般的な指導監督を想定したものであり、弁護士会あるいはY2の指導監督による是正が特に必要であるとの特段の事情が存在する場合のほかは許されず、本件では特段の事情が認められず、Y1、Y2が弁護士Dに対する指導監督義務を負っていたとは認められず、Y2がY1に対してこの点につき指導監督義務を負っていたとも認められないとし、指導監督請求権の侵害を理由とする不法行為も否定し、請求を棄却した。

(25)東京地判平成27年7月30日 判例時報2281号124頁

平成26年(ワ)第27918号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却)

Xは、亡夫Aの財産やAが相続していた遺産分割未了の財産につき他の共同相続人らとの間で遺産分割協議を行う必要があり、行政書士Yとの間で相続手続等を委任事項とする委任契約を締結した(本件契約)。YはAの相続に関し遺産分割協議を成立させ、Xは、Yに報酬等として合計122万4840円を支払った。本件は、XがYに対し、本件契約が弁護士法72条に反し、公序良俗に反して無効であるとして損害賠償請求を求めた事案である。

本判決は、Yは、Aの相続手続に関し、将来法的紛議が発生することが予測される状況において書類を作成し、相談に応じて助言指導し、交渉を行ったものであり、Yの業務は弁護士法72条が禁止する一般の法律事件に関する法律事務に当たることが明らかであるから同法に反し無効であり、YはXに対しXの損害を賠償する責任があるとしたうえで、既払いの報酬等全額、Yが遺産分割に関与したことによりXに生じた損害120万4628円(遺産から控除されるべきXが負担したAの医療費等を控除せずに遺産分割がなされ、そのためにXの取り分が減った)、弁護士費用24万の合計266万9468円の支払を命じた。

なお、Xは、Aの財産管理のためにXが支出した保存費用や葬儀費用についても損害であると主張したが保存費用についてはAの会社の実体が明らかでないこと、葬儀費用については相続開始後の債務であることから遺産から当然に控除することはできないとして排斥した。

(26)さいたま地決平成27年12月22日 判例時報2282号78頁

平成27年(モ)第25159号 投稿記事削除仮処分保全異議申立事件(認可(保全抗告))

3年余りに女子高校生に対する児童買春の罪で略式命令により罰金50万円に処せられた犯罪歴ある者が、インターネットの検索エンジン(グーグル)で住所と氏名を入力して検索すると上記事件での逮捕歴に関する記事が検索結果

として表示されることから、「更生を妨げられない利益」が違法に侵害される等と主張して、検索エンジンの管理者に対し検索結果の削除を求めた仮処分事件において、検索結果により更生を妨げられない利益が受忍限度を超えて侵害されているから、人格権に基づき検索エンジンの管理者に対し検索結果の削除を求めることができ、検索結果が今後表示し続けられることにより回復困難な著しい損害を被るおそれがあるとして、削除を命じる仮処分決定が出た。同決定についての保全異議事件において、裁判所は、検索エンジンの公益的性質にも配慮する一方で、検索結果の表示により人格権を侵害されるとする者の実効的な権利救済の観点も勘案しながら、諸般の事情を総合考慮して、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があるといえるかどうかによって判断すべきとしたうえで、一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するというべきであると判示し、本件の事情は更生を妨げられない利益が社会生活において受忍すべき限度を超えていると判断し、原決定を認可した。

【紹介済判例】

東京高決平成26年4月24日 判例タイムズ1421号133頁

平成26年(ラ)第564号 転付命令に対する執行抗告事件(抗告棄却,特別抗告(後特別抗告棄却))
法務速報162号17番で紹介済

大阪地判平成26年9月10日 判例タイムズ1421号168頁

平成24年(行ウ)第49号 建物使用不許可処分取消等請求事件(第1事件),平成24年(ワ)第4909号 建物明渡請求事件(第2事件),平成25年(行ウ)第75号 建物使用不許可処分取消等請求事件(第3事件),平成26年(行ウ)第59号 使用不許可処分取消等請求事件(第4事件)
法務速報173号19番で紹介済

最一決平成27年8月25日 判例時報2282号144頁

平成26年(あ)第1045号 傷害致死被告事件(上告棄却)
法務速報173号13番で紹介済

最三判平成27年9月8日 判例時報2283号23頁

平成26年(行ヒ)第406号 一般疾病医療費支給申請却下処分取消等請求事件(上告棄却)
法務速報173号18号で紹介済

最三判平成27年9月15日 判例時報2281号98頁

平成25年(受)第1989号 不当利得返還請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85318
法務速報173号10番で紹介済

最二判平成27年9月18日 金法2039号76頁

平成25年(受)第843号 不当利得返還請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/327/085327_hanrei.pdf
法務速報173号1番で紹介済

東京地判平成27年10月15日 判例時報2281号105頁

平成27年(ネ)2680号 不当利得返還請求控訴事件 変更(確定)
法務速報178号4番で紹介済

最二判平成27年11月6日 判例タイムズ1421号56頁

平成26年(行ヒ)第71号 第二次納税義務告知処分取消等請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/444/085444_hanrei.pdf
法務速報175号27番で紹介済

最一判平成27年11月19日 判例時報2282号63頁

平成25年(受)第2001号 求償金等請求事件(上告棄却)

法務速報176号1番で紹介済

最一判平成27年11月19日 判例タイムズ1421号108頁
平成25年(受)第2001号 求償金等請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/486/085486_hanrei.pdf
法務速報176号1番で紹介済

最一判平成27年11月19日 判例タイムズ1421号53頁
平成27年(行ツ)第254号 選挙無効請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/485/085485_hanrei.pdf
法務速報175号28番で紹介済

最二判平成27年11月20日 判例タイムズ1421号105頁
平成26年(受)第1458号遺言無効確認請求事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/488/085488_hanrei.pdf
法務速報176号2番で紹介済

最一判平成27年11月30日 判例タイムズ1421号101頁
平成26年(受)第2146号 建物明渡請求事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/507/085507_hanrei.pdf
法務速報176号24番で紹介済

最大判平成27年12月16日 判例タイムズ1421号61頁
平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/547/085547_hanrei.pdf
法務速報176号5番で紹介済

最大判平成27年12月16日 判例タイムズ1421号84頁
平成26年(オ)第1023号 損害賠償請求事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf
法務速報176号4番で紹介済

2. 平成28年(2016年)4月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 190 17

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

・・・地震防災対策特別措置法のうち,地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成33年3月31日まで延長することを定めた法律。

・衆法 190 18

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

・・・有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し,国の責務や基本方針,港湾等の整備等について定めた法律。

・衆法 190 20

成年後見制度の利用の促進に関する法律

・・・成年後見制度の利用の促進についての基本理念,国の責務,基本方針,成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置等を定めた法律。

・衆法 190 21

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

・・・成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受けこれを開いて見ることができること,成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができること等を定めた法律。

・衆法 190 24

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・洋上投票制度の対象となる船舶の範囲の拡大,選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の支給等を定めた法律。

・閣法 189 67

社会福祉法等の一部を改正する法律

・・・介護福祉士の資格の取得に関する特例,社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当金の額の算定方法の変更,社会福祉法人への評議員会の設置の義務付け等を定めた法律。

・閣法 190 7

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・東日本大震災の復興債の発行期間を平成32年度まで延長すること,平成28年度から平成32年度までの年度における公債発行の特例措置等を定めた法律

・閣法 190 8

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律

・・・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第1条の2に規定する廃止期限の到来に伴い,国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除すること等を定めた法律。

・閣法 190 9

雇用保険法等の一部を改正する法律

・・・65歳以上の者への雇用保険の適用拡大,雇用保険の就職促進給付の拡充,育児休業及び介護休業の取得要件の緩和,妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け,失業等給付に係る保険料率の引下げ等を定めた法律。

・閣法 190 10

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

・・・戦傷病者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給すること等を定めた法律。

・閣法 190 11

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・サイバーセキュリティの確保のために国が行う情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大すること、サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができることとすること、情報処理安全確保支援士制度を創設すること等を定めた法律。

・閣法 190 13

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律

・・・平成28年度以降の5年間に於いても踏切道の改良を促進するための措置を講ずること、鉄道事業者及び道路管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができることとすること、道路協力団体制度の創設等を定めた法律。

・閣法 190 15

地域再生法の一部を改正する法律

・・・認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例、生涯活躍のまち形成事業計画の作成等を定めた法律。

・閣法 190 16

所得税法等の一部を改正する法律

・・・法人税率の引下げ、生産性向上設備投資促進税制の廃止、欠損金繰越控除制度の見直し、消費税の軽減税率制度の創設等、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除制度の創設、地方法人税率の引上げ等を定めた法律。

・閣法 190 20

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

・・・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成、援助を行う事業の創設、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。

・閣法 190 21

地方税法等の一部を改正する等の法律

・・・法人事業税の所得割の税率の引下げ、外形標準課税の拡大、法人住民税の法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止、自動車取得税の廃止等を定めた法律。

・閣法 190 22

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・平成28年度分の地方交付税の総額の特例措置、地方交付税の単位費用等の改正、普通交付税と特別交付税との割合の変更、地方債の協議不要対象団体の要件の緩和、退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限の延長等を定めた法律。

・閣法 190 24

関税定率法等の一部を改正する法律

・・・個別品目の関税率の見直し、輸出し、又は輸入してはならない貨物への営業秘密侵害品の追加、輸出申告及び輸入申告を行う税関官署の自由化、暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 190 29

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律

・・・環境の保全に関する研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加すること等を定めた法律。

・閣法 190 30

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

・・・国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定, 共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を, 投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲の拡大等を定めた法律。

・閣法 190 38

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律

・・・国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に, その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務, インターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発等を追加すること, 電気通信基盤充実臨時措置法を廃止すること等を定めた法律。

・閣法 190 40

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者による処分, 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者による廃棄を一定期間内に行うことを義務付けること等を定めた法律。

3.4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

民事法研究会 兵庫県弁護士会消費者保護委員会 編 248頁 2,376円
トラブル相談シリーズ 旅行のトラブル相談Q&A 基礎知識から具体的解決策まで

小島 妙子 著 日本加除出版株式会社 264頁 2,592円
Q&A親子の法と実務

二宮 周平/渡辺 惺之 編 信山社 468頁 6,696円
子どもと離婚 合意解決と履行の支援

近藤 ルミ子/西口 元 編著 榊原 富士子/永嶋 久美子/中溝 明子/山本 佳子 著 264頁 3,888円
離婚をめぐる親権・監護権の実務
裁判官・家裁調査官の視点をふまえた弁護士実務

今西順一 編著 新日本法規 364頁 4,212円
未成年者・精神障害者の監督者責任 Q&Aと事例

新井 誠/大垣 尚司 編著 日本加除出版株式会社 324頁 3,780円
民事信託の理論と実務

4.4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日弁連法務研究財団 編 商事法務 584頁 6,048円
法と実務 12

太子堂 厚子 著 商事法務 256頁 2,808円
Q&A監査等委員会設置会社の実務

内田義厚 著 民事法研究会 265頁 3,240円
執行関係訴訟の理論と実務

高山 俊吉/永井 崇志/赤坂 裕志 著 現代人文社 176頁 2,268円
GENJIN刑事弁護シリーズ17 挑戦する交通事件弁護

佐伯 昌彦 著 東京大学出版会 392頁 9,504円
犯罪被害者の司法参加と量刑

中尾 誠/渥美 雅康/城塚 健之 編集代表 自治労連全国弁護団 編 日本評論社 232頁 2,052円
自治体職員の働く権利Q&A

水町 雅子 著 商事法務 272頁 3,240円
やさしいマイナンバー法入門

5. 発刊書籍<解説>

「トラブル相談シリーズ 旅行のトラブル相談Q&A 基礎知識から具体的解決策まで」

第1章旅行契約を支える制度,第2章旅行契約の成立をめぐる相談,第3章 企画旅行契約上の旅程管理債務・旅程保証をめぐる相談,第4章安全確保義務,特別補償,海外旅行,傷害保険をめぐる相談,第5章その他の相談(海外旅行とクレジットカードトラブル利用人員が変更になった場合の旅行代金の追加請求ほか)が記載されており,旅行に関する法律問題についてQ&A方式で解説されている。消費者相談を受ける際に参考になると思われる本である。

「GENJIN刑事弁護シリーズ17 挑戦する交通事件弁護」

「自覚のない視野欠損があっても結果回避可能であったといえるか」・「危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪の狭間」など10件の事案について,交通事件の刑事弁護が解説されている。また事例報告者による座談会も収録されており,交通事件の弁護を担当する上での留意点が学べる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。